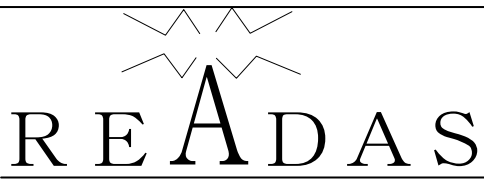


第 4467 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 4月18日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税が免除されない場合

**Q**：基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税が免税にならない場合があります。どのような場合なのでしょうか？

**A**：次のような場合は納税義務が免除されません。

### 【解説】

消費税では、原則として、その課税期間の基準期間における課税売上高が1千万円以下の場合、納税義務が免除されますが（平成25年以後開始する年又は事業年度からは、一部改正があります）、次のような場合は免除されませんので注意してください。

- ①相続人が被相続人の事業を承継した年において、基準期間となる前々年の被相続人の課税売上高が1千万円を超えている場合
- ②相続人が被相続人の事業を承継した年の翌年及び翌々年において、被相続人のその基準期間の課税売上高と相続人のその基準期間の課税売上高の合計額が1千万円を超える場合
- ③合併新設法人のその合併があった日の事業年度で、その基準期間に対応する期間における各被合併法人の課税売上高として計算した金額のいずれかが1千万円を超えている場合
- ④新設分割子法人のその分割があった日の事業年度で、その基準期間に対応する期間における各新設分割親法人の課税売上高として計算した金額のいずれかが1千万円を超える場合
- ⑤その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1千万円以上である法人

